【別紙２】

慰霊巡拝参加者内申（推薦）要領

１　参加者の選定等について

参加者の選考については、別添１の「慰霊巡拝実施要領（以下「実施要領」という。）」に基づいて、遺族選考基準、添付書類、遺族の優先順位等にご注意のうえ推薦願います。

（１）参加条件

① 遺族要件について

戦没者の遺族の範囲は、実施要領別紙１の１．（１）で定めております。また復員された方で戦没者の遺族でない方、復員されてから内地で亡くなられた方の遺族は認められません。

参加は遺族要件を満たす方ご本人に限られ、遺族要件を満たさない方の参加はお断りしております。

② 過去の参加者について

初参加となる遺族に優先的に参加していただく目的から、原則として定員に空きがある場合のみ参加を認めます。

③ 健康状態について

慰霊巡拝の実施地域につきましては、日本とは気候風土が異なるだけでなく、観光客が通常訪れないような地域もあり、長時間の航空機、列車、バスや船舶などの移動もあることから、通常の外国旅行よりも参加者の身体的負担は大きくなります。また、仮に体調不良によって現地の医療機関を受診することとなった場合、日本と同様の適切な診療を受けることは困難なことが多く、かつ、高額な医療費が発生する事態も生じ得ます。

したがって、参加申し込み時に、ご遺族本人及びご家族からの質問票（健康チェック票）をご提出いただき、また、内定後には、健康状態が良好で航空機等による長途の移動、及び気候風土の異なる地域における旅行に耐えられること等を記載した医師の証明書を提出願います。（様式は内定通知の際にお知らせします。）

また、近年は身の回りのことが一人でできない方がお一人で慰霊巡拝に参加し、集合時間に遅れ行程に支障を来すケースも発生していることから、参加者の選定の際は提出された質問票をご確認いただき、必要に応じて同行者を求めることなどをご検討ください。

なお、介護認定の状況や、障害者手帳に記載のある障害の種類・等級によっては参加をご遠慮いただく場合や、家族等介助者としてふさわしい方の同行をお願いする場合があります。

④ 介助者について

介助者については、同行がなければ参加者の団体行動が難しいと判断される場合に同行を認めます。

なお、介助者が同行する場合でも、医師の証明書等の提出書類によって確認する健康状態、既往歴等による健康状態や現地状況によっては参加をお断りする場合があります。

また、介助者として同行した方が、参加者の介助を行わないということのないように、同行する趣旨を介助者となる方へお伝えいただくようお願いいたします。

⑤　全日程の参加について

参加者は、政府の代表という立場のもとに、単に親族の慰霊という目的だけでなく、実施地域で亡くなられたすべての戦没者又は抑留中死亡者の遺族代表となることから、全日程に参加していただくことになります。結団式から解団式までは政府派遣団の一員として、規律ある団体行動ができる方であることが求められます。

（２）内申（推薦）書提出

①　内申書・参考資料について

硫黄島以外の地域における参加者の推薦は別紙３－①の内申書を、硫黄島巡拝に参加される場合は、別紙３－②の内申書を提出願います。

内申書で健康状態を自己申告していただきますが、併せて、別紙４の質問票（健康チェック票）に、遺族ご本人及びご家族からのお答えをいただき、ご提出をお願いします。提出の際には、遺族ご本人及びご家族による必要事項の記入と署名の有無についてご確認をお願いします。

この質問票は、介助者の要否を検討する資料とします。参加が内定した場合には、全員から改めて当該巡拝参加に支障のない旨を記載した医師の証明書をご提出いただきます。

介助を希望する方については、必ず別紙３の内申書式の「介助者必要の有無」欄の有に〇を付しその理由を明記し、公的機関発行の手帳（身体障害者手帳･精神障害者保健福祉手帳･療育手帳）等を持っている場合には写しを添付してください。介助者については別紙３－③の内申書を提出願います。

同意（誓約）書についても、硫黄島以外の地域の巡拝に参加される場合には別紙６－①の同意（誓約）書を、硫黄島巡拝に参加される場合は、別紙６－②の同意（誓約）書をご提出願います。

なお、内申書等については、参加者の住民登録がある都道府県で受付いただきますようお願いいたします。内申書等提出後、参加者が別の都道府県へ転居等を行った場合には、両都道府県及び厚生労働省間で相談のうえ、どの都道府県の内申者として取り扱うか定めることとします。

②　添付資料について

添付する資料については、この要領の最後にある提出書類一覧を参照のうえ、漏れのないよう添付してください。

※参加希望者在住の都道府県と戦没者の本籍都道府県が異なる場合には、上記の資料の写しを取り寄せて取りまとめのうえ、添付していただくようお願いします。

※兵籍等が保管されていない場合には、内申書のｆに〇をつけ明記してください。

③　推薦者がいない場合について

推薦者がいない場合は、文書（任意様式）にてその旨をご連絡ください。事務連絡は郵送、FAX またはメールにて担当係へ送付してください。

④　締切について

内申締切までに兵籍等が間に合わない場合には、揃っている資料のみ先に提出願います。また、締切を過ぎても、予定人員を大きく下回り、手続上対応可能な場合には追加応募を受け付ける場合もありますので、個別に担当係にご相談ください。

（３）内定通知

提出資料から参加希望者の選考を行い、関係各都道府県民生主管部（局）長宛に内定者を通知します。その際、各参加内定者のゆかりの地（戦没地点、埋葬地等）を総合的に勘案したうえで改めて作成した日程や予定ルートをお知らせします。

予定参加人員を超える申請者があった場合には、遺族として選考条件を満たす方であっても参加をお断りすることがあります。

また、申請人数が僅少である場合や相手国の都合等により、当該慰霊巡拝について、実施を中止する可能性があります。

ビザ等、渡航のための手続が必要な場合には、内定段階で直接ご遺族に手続をお願いする場合があります。

（４）医師の証明書、薬の名称がわかる資料（お薬手帳の写し等）、パスポートの写し等

参加が内定した方及び介助者については、健康状態を確認するため、健康状態が良好で航空機等による長途の移動、及び気候風土の異なる地域における旅行に耐えられること等を記載した医師の証明書を提出願います。

医師の証明書には、証明医師の署名、医療機関名及び連絡先電話番号の記載があるかの確認をお願いします。

定められた期限内（期限は参加内定通知書に明記いたします。）に医師の証明書の提出がない場合は内定を取り消すこともあります。

参加希望者から介助者を要する申し出があった場合及び内定者から提出された医師の証明書等から介助を要すると判断した場合には、現地状況を勘案し介助者を要するとする医師の証明書等によって参加の可否を判断します。

また、服用薬がある場合は薬の名称がわかる資料（お薬手帳の写し等）を提出ください。

併せて、パスポートの写し（ローマ字の氏名が記載されているページ）も提出ください（硫黄島を除く）。

（５）決定通知

健康状態に問題ないことが確認できた方、または介助者の参加をもって参加に問題がないと判断した方については、関係各都道府県庁民生主管部（局）長宛に参加決定の遺族代表者として通知します。

なお、現地の医療機関で適切な診療を受けることが困難であると想定されるため、参加決定者が出発前に体調を崩した場合には決して無理をせず、参加を見合わせるよう指導願います。

（６）費用通知

参加に係る費用及び補助金額を関係各都道府県民生主管部（局）長宛に通知します。交付される補助金の額は、「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）」に基づいて算出された外国旅費と居住地都道府県の県庁所在地から出発地までの往復の内国旅費（硫黄島においては内国旅費（航空費・鉄道費・宿泊費等））の合計額の３分の

１となります。遺族の方には補助金の支給がありますが、同行する介助者に対しては補助金の支給はありません。

出発前に手配旅行業者から直接遺族代表に対して、経費から補助金を差し引いた額の請求書が送付されます。なお、介助者には全ての経費の請求書が送付されます。

また、別添２の慰霊巡拝日程は現時点のものですので、出発前までに予期せぬ航空会社の運航スケジュールの変更等により、日程が変更となる場合があります。日程変更が生じた場合は、都道府県援護担当課を通じてお知らせいたしますが、追加の費用が発生し、旅行会社からの請求金額が変動する可能性がありますので、あらかじめご承知おきください。

（７）慰霊巡拝参加者のしおり

現地への持ち物、現地の状況等を記載したしおりは、厚生労働省と手配旅行業者から直接遺族代表及び介助者個人に対して送付いたします。

（８）辞退者について

内定通知以降に辞退者が出た場合、至急担当係にご連絡ください。

また、追って文書（任意様式）にてその旨をご連絡ください。事務連絡は郵送、FAX またはメールにて送付してください。

２　中国東北地方慰霊巡拝について

（１）参加対象者は、中国東北地方において戦死没した軍人軍属または引揚途上に死亡した一般邦人の遺族に限られます。

なお、軍人・軍属の遺族については、戦没年月日が昭和２０年８月８日以前であっても参加いただけることとし、一般邦人の場合には、昭和２０年８月９日以後に中国東北地方で死亡した方の遺族を対象とします。

（２）中国東北地方における本事業に際しては、中国政府の要請を踏まえ、公衆の目につく屋外での現地慰霊は控えており、祭壇を設けて参拝、献花等を行う場合は公衆の目に触れないホテル内の一室で行います。

３　参加者（内定者）に周知いただきたい事項

（１）参加する遺族代表は政府の代表という立場のもとに、単に親族の慰霊という目的だけでなく、実施地域で亡くなられたすべての戦没者又は抑留中死亡者の遺族代表であるとの自覚を持ち、すべての戦没者又は抑留中死亡者に対して慰霊を行うという責務があります。

したがって、参加者には全行程参加していただくことになり、自分の肉親の個人戦没地点の慰霊のみや合同追悼式のみの参加は認められません。

（２）参加する遺族は政府派遣団の一員として団体行動が基本原則となり、個人行動は制約されます。

（３）令和８(2026)年度慰霊巡拝概要は標準的なモデルルートです。今後、参加希望者のゆかりの地を総合的に勘案して最終的な日程を決めていきますので、日程やルートの変更がありえます。また、航空機や現地の事情等により日程やルートを変更することがあります。

（４）戦没地点が今年度予定する慰霊巡拝の日程・モデルルートにない場合でも、慰霊巡拝で立ち寄れないことを承知したうえで最も近い戦域の慰霊巡拝に申し込みされることは問題ありません。ただし、申込状況によっては戦没地点から離れているためお断りする場合、また、申込者が多い時には、初参加の方を優先するため、過去に同一国・地域における慰霊巡拝に参加経験があることを理由にお断りする場合があり得ますのでご承知おきください。

（５）現地での慰霊は、主要な埋葬地や戦没地点で行う現地追悼式（現地慰霊）と全員で行う合同追悼式を行うことになります。現地追悼式は原則主要な埋葬地・戦没地点、または近隣の民間慰霊碑などの象徴的な場所で戦没地点の方角に向かって献花台等を設けて行います。（硫黄島の場合は時間の制約があり献花台等は設けられません。）

　具体的にどの地点で現地追悼式を実施するかは、参加者の状況や現地事情を勘案し出発直前まで調整が続きます。また日程や現地事情の制約から、必ずしも肉親の戦没地点・埋葬地で慰霊が行えるものではありません。

（６）巡拝地は一般の観光ルートから離れ、宿泊先や交通機関など、不便な場所があります。

　地方都市については、一般的にインフラ整備が進んでおらず、日本での快適な生活水準とは大きく異なり下記のような場合があることをあらかじめご承知おきください。

①　飛行機、列車、バスまたは船で長時間移動する、観光する時間がない
②　食事の味付けが口に合わない、食事が油っぽい
③　ホテルやバスのエアコンが機能しない、または冷房が効きすぎている
④　トイレの便座がない、水が流れない、きれいではない
⑤　ホテルやレストランの照明がつかない、または停電が発生する
⑥　ホテルのシャワーが各部屋にない、水圧が弱い、お湯が出ない
⑦　ホテルの客室内でも蚊や虫がいる
⑧　空港、ホテル等にエレベーターやエスカレーターがない

（７）慰霊巡拝の日程等は、現地事情等により変更を余儀なくされる場合があります。また、参加申込遺族が少数である場合、巡拝を中止することがあります。

※ご遺族やそのご家族に周知いただきたい事項については、本通知の別紙５でもまとめております。ご遺族やそのご家族から質問があった際など、必要に応じてご活用ください。

【内申（推薦）時の提出書類一覧】

No.	提出書類		備 考
1	内申書 【別紙３】		参加希望のご遺族本人が記入したもの
2	質問票（健康チェック票） 【別紙４】		参加希望のご遺族本人及びそのご家族が記入したもの ※介助者についても提出必要
3	親族関係の確認	ご遺族（巡拝参加申込者）の戸籍謄本もしくは抄本（原本）	巡拝参加申込日前 180 日以内に発行されたもの
4		戦没者の除籍謄本（写し可）	戦没者の本籍、死亡日及び戦没場所が確認できるもので、途中省略ページのないもの 発行年月日は問わないが、発行年月日と発行者が確認できるもの
5		戦没者の戸籍謄本（写し可）	**戦没者と遺族の続柄が確認できるもの**で、途中省略ページのないもの 発行年月日は問わないが、発行年月日と発行者が確認できるもの ※No.3,4 でご遺族と戦没者の続柄が確認できる場合は省略可
6	戦没場所の確認	兵籍簿または 戦時名簿の写し	戦没者該当ページ（省略ページのないもの）
7		死没者（戦没者）調査票の写し	戦没者の死亡日及び戦没場所が記載されているもの
8		戦死公報または 戦没者原簿の写し	戦没者の死亡日及び戦没場所が記載されているもの
9	同意（誓約書）		参加希望のご遺族本人が記入したもの ただし、未成年参加者の参加同意書については、参加者の親権者が記入したもの

【留意事項】

・戸籍謄本もしくは抄本（No.３～５）は、原本または写しに関係なく、戦没者と遺族の続柄を確認するため、冒頭の本籍地の記載から、最終ページ（発行年月日と発行者の記載があるページ）まで、省略なく提出してください。

・戦没者の履歴や戦没場所の確認は複数の資料を用いて行います。戸籍（除籍）謄本の記載

のみでは死没地点が絞り込めない（「〇〇島方面」「●●海上」など）ケースが多いため、戦没場所を確認するための資料（No.６～８）は、全てご提出いただくようお願いします。

・No.６～８について、戦没者の本籍都道府県で保管されていない場合は内申書の都道府県担当者記入欄の「ｆ　都道府県に兵籍、死亡者調査票等を保管していない」に〇をつけてください。

・内申書と戸籍謄本等の添付書類は、当該ご遺族の推薦をされた慰霊巡拝に係る事務にのみ使用いたします。また、お申し込み後、これらの資料は返却いたしません。

慰霊巡拝参加者内申（推薦）要領　新旧対照表

【別紙２－２】

旧	新
１　参加者の選定等について 　参加者の選考については、別添１の「慰霊巡拝実施要領（以下「実施要領」という）」に基づいて、遺族選考基準、添付書類、遺族の優先順位等にご注意のうえ推薦願います。 （省略） （２）内申（推薦）書提出 ①　内申書・参考資料について 　硫黄島以外の地域における参加者の推薦は別紙３－①の内申書を、硫黄島巡拝に参加される場合は、別紙３－②の内申書を提出願います。 　内申書で健康状態を自己申告していただきますが、併せて、別紙４の質問票（健康チェック票）に、遺族ご本人及びご家族からのお答えをいただき、ご提出をお願いします。提出の際には、遺族ご本人及びご家族による必要事項の記入と署名の有無についてご確認をお願いします。 　この質問票は、介助者の要否を検討する資料とします。参加が内定した場合には、全員から改めて当該巡拝参加に支障のない旨を記載した医師の証明書をご提出いただきます。 　介助を希望する方については、必ず別紙３の内申書式の「介助者必要の有無」欄の有に〇を付しその理由を明記し、公的機関発行の手帳（身体障害者手帳･精神障害者保健福祉手帳･療育手帳）等を持っている場合には写しを添付してください。介助者については別紙３－③の内申書を提出願います。	１　参加者の選定等について 　参加者の選考については、別添１の「慰霊巡拝実施要領（以下「実施要領」という）」に基づいて、遺族選考基準、添付書類、遺族の優先順位等にご注意のうえ推薦願います。 （省略） （２）内申（推薦）書提出 ①　内申書・参考資料について 　硫黄島以外の地域における参加者の推薦は別紙３－①の内申書を、硫黄島巡拝に参加される場合は、別紙３－②の内申書を提出願います。 　内申書で健康状態を自己申告していただきますが、併せて、別紙４の質問票（健康チェック票）に、遺族ご本人及びご家族からのお答えをいただき、ご提出をお願いします。提出の際には、遺族ご本人及びご家族による必要事項の記入と署名の有無についてご確認をお願いします。 　この質問票は、介助者の要否を検討する資料とします。参加が内定した場合には、全員から改めて当該巡拝参加に支障のない旨を記載した医師の証明書をご提出いただきます。 介助を希望する方については、必ず別紙３の内申書式の「介助者必要の有無」欄の有に〇を付しその理由を明記し、公的機関発行の手帳（身体障害者手帳･精神障害者保健福祉手帳･療育手帳）等を持っている場合には写しを添付してください。介助者については別紙３－③の内申書を提出願います。 　別紙６の同意（誓約）書（①硫黄島以外、②硫黄島）についても、ご提出願います。 　なお、内申書等については、参加者の住民登録がある都道府県で受付いただきますようお願いいたします。内申書等提出後、参加者が別の都道府県へ転居等を行った場合には、両都道府県及び厚生労働省間で相談のうえ、どの都道府県の内申者として取り扱うか定めることとします。
（３）内定通知 　提出資料から参加希望者の選考を行い、関係各都道府県民生主管部（局）長宛に内定者を通知します。その際、各参加内定者のゆかりの地（戦没地点、埋葬地等）を総合的に勘案したうえで改めて作成した日程や予定ルートをお知らせします。 予定参加人員を超える申請者があった場合には、遺族として選考条件を満たす方であっても参加をお断りすることがあります。　ビザ等、渡航のための手続が必要な場合には、内定段階で直接ご遺族に手続をお願いする場合があります。	（３）内定通知 　提出資料から参加希望者の選考を行い、関係各都道府県民生主管部（局）長宛に内定者を通知します。その際、各参加内定者のゆかりの地（戦没地点、埋葬地等）を総合的に勘案したうえで改めて作成した日程や予定ルートをお知らせします。 予定参加人員を超える申請者があった場合には、遺族として選考条件を満たす方であっても参加をお断りすることがあります。 　また、申請人数が僅少である場合や相手国の都合等により、当該慰霊巡拝について、実施を中止する可能性があります。 　ビザ等、渡航のための手続が必要な場合には、内定段階で直接ご遺族に手続をお願いする場合があります。
（４）医師の証明書等 　参加が内定した方及び介助者については、健康状態を確認するため、健康状態が良好で航空機等による長途の移動、及び気候風土の異なる地域における旅行に耐えられること等を記載した医師の証明書を提出願います。 　医師の証明書には、証明医師の署名、医療機関名及び連絡先電話番号の記載があるかの確認をお願いします。 　定められた期限内（期限は参加内定通知書に明記いたします。）に医師の証明書の提出がない場合は内定を取り消すこともあります。 　参加希望者から介助者を要する申し出があった場合及び内定者から提出された医師の証明書等から介助を要すると判断した場合には、現地状況を勘案し介助者を要するとする医師の証明書等によって参加の可否を判断します。	（４）医師の証明書、薬の名称がわかる資料（お薬手帳の写し等）、パスポートの写し等 　参加が内定した方及び介助者については、健康状態を確認するため、健康状態が良好で航空機等による長途の移動、及び気候風土の異なる地域における旅行に耐えられること等を記載した医師の証明書を提出願います。 　医師の証明書には、証明医師の署名、医療機関名及び連絡先電話番号の記載があるかの確認をお願いします。 　定められた期限内（期限は参加内定通知書に明記いたします。）に医師の証明書の提出がない場合は内定を取り消すこともあります。 　参加希望者から介助者を要する申し出があった場合及び内定者から提出された医師の証明書等から介助を要すると判断した場合には、現地状況を勘案し介助者を要するとする医師の証明書等によって参加の可否を判断します。 　また、服用薬がある場合は薬の名称がわかる資料（お薬手帳の写し等）を提出ください。 　併せて、パスポートの写し（ローマ字の氏名が記載されているページ）も提出ください（硫黄島を除く）。
【内申（推薦）時の提出書類一覧】 （省略）	【内申（推薦）時の提出書類一覧】 （省略） ９　同意（誓約書）　参加希望のご遺族本人が記入したもの ただし、未成年参加者の参加同意書については、参加者の親権者が記入したもの